

中小企業庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案

中小企業庁行政文書管理規則（平成２３・０３・１５中庁第２号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理） 第３０条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）及び同令第１１条第１項の規定に基づき定められた中小企業庁における特定秘密の管理に関する規程（２０１４１２１０中庁第４号）に基づき管理するものとする。<u>また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第２７号）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第２６号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和７年１月３１日閣議決定）及び同令第１１条第１項の規定に基づき定められた中小企業庁重要経済安保情報保護規程（第 号）に基づき管理するものとする。</u> （特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第３１条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。 （１）～（２） [略] ２～５ [略] 別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準 １ 基本的考え方 [略] ２ 具体的な移管・廃棄の判断指針 [略] (1)～(3) [略] (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。<u>また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> (5)～(6) (略)	（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第３０条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）及び同令第１１条第１項の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程（２０１４１２１０総第１号）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第３１条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。 （１）～（２） [略] ２～５ [略] 別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準 １ 基本的考え方 [略] ２ 具体的な移管・廃棄の判断指針 [略] (1)～(3) [略] (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)～(6) (略)

備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則（ 中庁第 号）
（施行期日）
第 1 条 この訓令は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。